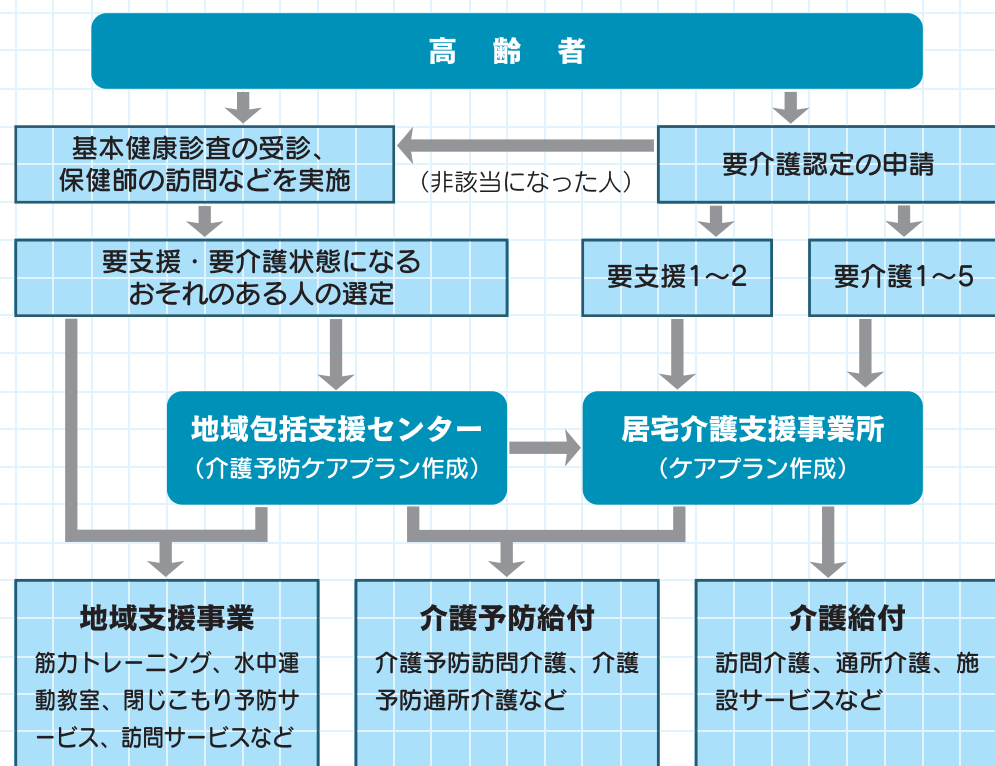


平成18年
4月から

新しい介護 保険制度が スタートします



要介護認定を申請し、要支援1~2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用することになります。また、非該当と認定された人は、新たに創設された地域支援事業の介護予防事業を利用することになります。どちらのサービスも地域包括支援センターが中心となって介護予防ケアプランを作成します。

介護予防に重点をおいたサービスが始まります

地域支援事業を新設します

今年度から新しく取り組む地域支援事業は、元気なうちから生涯を通じて、介護予防に取り組んでもらうようにすることを目的としています。

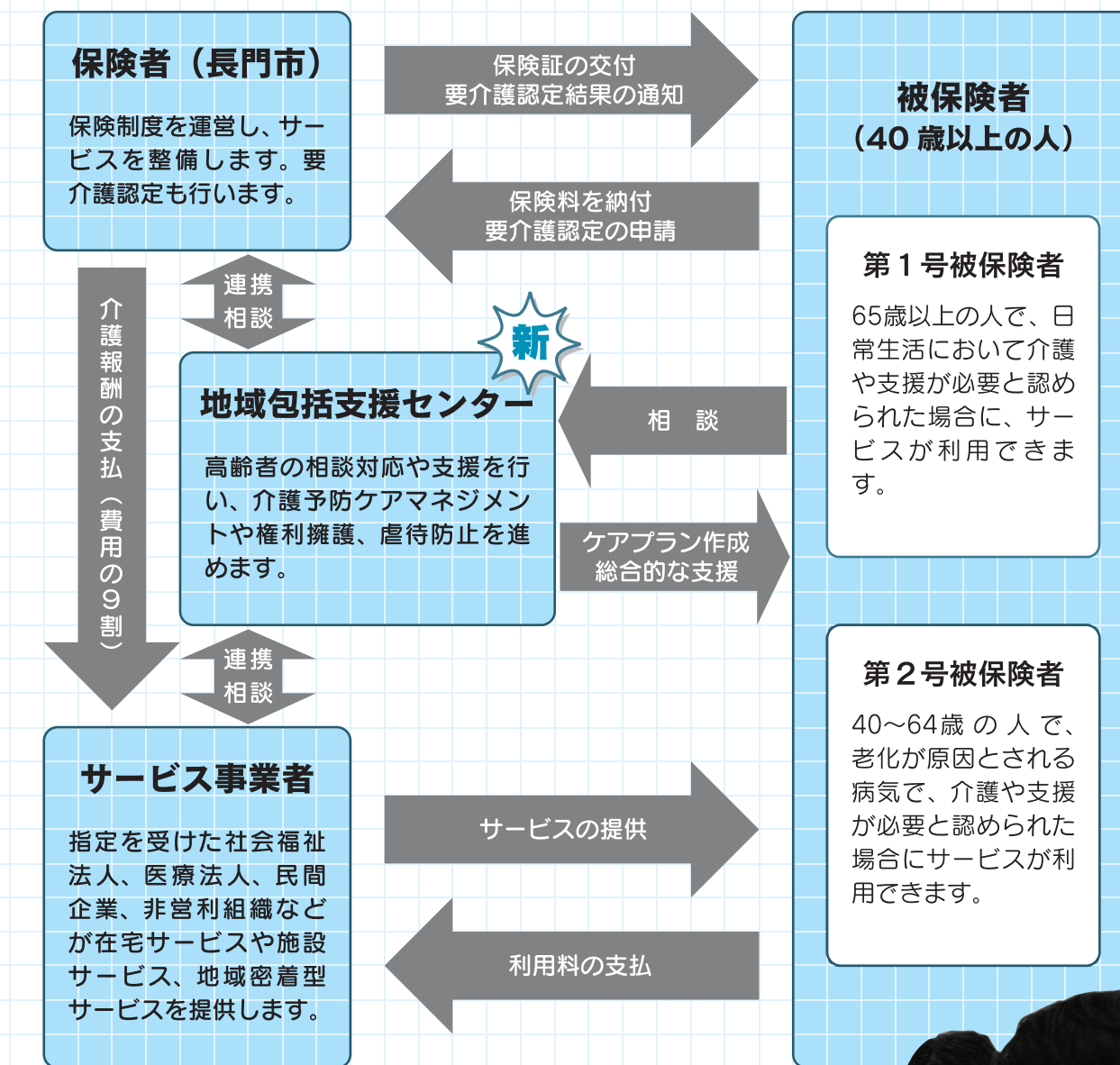
この事業では、要介護認定の結果非該当になった人や、生活機能の低下により介護が必要となる恐れのある高齢者を対象に介護予防事業を行います。また、元気な高齢者を中心に、要介護状態になる恐れのある高齢者や、要支援1~2の人を対象とする一般向けの介護予防事業も行います。

地域支援事業で実施する事業

- ・要支援、要介護状態になるおそれのある人
 - 高齢者筋力トレーニング教室、水中運動教室、閉じこもり予防事業など
- ・一般向けの介護予防事業
 - 介護予防講演会、転倒予防教室の開催、地区健康相談、地区住民グループ支援事業など
- ・その他（特定の要件を満たす人に実施）
 - 家族介護教室、家族介護用品の支給、「食」の自立支援など

このほか改正された主なもの

「特定福祉用具の購入」
4月から特定福祉用具販売



新しい介護保険のしくみ

被保険者 (40歳以上の人)

第1号被保険者

65歳以上の人で、日常生活において介護や支援が必要と認められた場合に、サービスが利用できます。

第2号被保険者

40~64歳の人で、老化が原因とされる病気で、介護や支援が必要と認められた場合にサービスが利用できます。

介護

保険はみんなが支え合う制度で、40歳以上の皆さんが被保険者となって保険料を納め、介護が必要となったときに、サービスが利用できます。サービス利用などの高齢者からの相談窓口として、平成18年4月から、高齢障害課内に地域包括支援センターを新設します。

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーが中心となって、高齢者の介護予防などに対応します。ここでは、地域の医療機関や介護サービス事業者、ボランティアなどが協力して、相談を受け付けたり、高齢者を見守ったり、心身の状態に合わせた総合的なサービスを提供します。

被保険者証について

被保険者証の有効期限が介護保険制度の改正により廃止されました。これに伴い、本年3月末が有効期限となっていた被保険者証は全て郵送により更新いたしました。以前の被保険者証については、各自で適切に処分してください。

「住宅改修」

住宅の改修も4月から事前申請の場合に限り、保険給付が受けられることになりました。指定を受けた事業所の確認は、ケアマネージャーまたは市介護保険室にお問い合わせください。

問い合わせ

高齢障害課介護保険室

☎ 23-1159